

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枕崎市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

枕崎市長

公表日

平成27年9月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>・生活保護法(昭和26年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務の実施</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">①生活保護の開始、廃止の決定②それぞれの世帯状況に応じた最低生活費及び各扶助費(生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭)の決定、支給及びケース記録の管理③医療機関及び診療報酬支払基金からの医療請求内容の確認④介護機関及び国民健康保険団体連合会等からの介護請求内容の確認⑤保護世帯を訪問して、実態把握及び相談・支援常務の実施。民生委員との連携⑥各関係機関への各種調査(官公庁、年金機構、医療機関、介護機関、金融機関及び保険会社等)の対応⑦保護世帯へ自立助長のための支援の実施
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">①生活保護システム②団体内統合宛名システム③中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 15項 平成26年内閣府・総務省令第5号第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 【情報提供】9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120項 【情報照会】26項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】8,9,11,12,17,19,20,21,22,28,32,33,35,39,44,47,52,53,55条 【情報照会】19条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	枕崎市 福祉課
②所属長	枕崎市 福祉課長 山口 英雄
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	枕崎市役所 福祉課 枕崎市千代田町27番地 0993-72-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	枕崎市役所 福祉課 枕崎市千代田町27番地 0993-72-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない